

令和6年度第5回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年8月16日(金)
午前9時30分 ～ 午前11時15分
場 所 川棚公民館 2階 講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	欠席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

令和6年度第5回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（足立事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和6年度第5回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号17番、岩本憲慈委員と、議席番号18番、有田孝義委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、559㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から北西へ、約1.4kmに位置している、農業振興地域内白地の農地

です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、経営規模縮小を考えていた譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] 譲受後は、トマトやさつまいも等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 1 筆の一部で、申請面積は、5 4 8 m²、位置図は 6、7 ページ、公図は、8 ページをご覧ください。申請地は、JR 山陰本線川棚温泉駅から北西へ、約 1.3 km に位置している、農業振興地域外の農地です。

申請理由は、譲渡人が相続により取得した宅地と共に、不動産の仲介により譲渡するもので、譲受人が申請地の隣接地の宅地と共に取得し、農業を始めるものでございます。申請地は、転居予定地の隣接地で、譲受後は、きゅうりやなす等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は、3, 6 2 8 m²、位置図は 9、1 0 ページ、公図は、1 1、1 2 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から東へ、約 6.6 km に位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢で管理を苦慮している譲渡人の要望に、親戚で前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、飼料作物を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 3 番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

8月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請内容は、譲渡人は、高齢で耕作が困難となったため、譲渡を申し出たところ、譲受人がこれに応じたものです。売買による権利移動です。

譲受人は、耕作に必要な農機具を保有し、また近くの直売所の役員をしており、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

8月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地はJR川棚温泉駅より西側の松谷漁港の近くで、最近、住宅団地や太陽光発電施設が設置されている農業振興地域外の区域で、第3種農地にあたる地域です。

譲渡人は、相続で取得した申請地を、隣接の土地及び建物と共に譲渡することとし、不動産会社に仲介を依頼、譲受人は、市内で住宅を探していて以前から農業に興味があり、川棚地区で4、5年ほど野菜栽培の経験があり、不動産の仲介で農地付きの住宅を紹介され、購入を決定したもので、きゅうり、なす、トマト等の野菜を季節に応じて栽培する予定です。売買による所有権移転で、8月末頃に転居予定です。草刈り機や農具を所持しており、管理機を購入する予定です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号15番、藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

藤本康洋委員

議席番号15番、藤本です。3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

8月2日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。詳細につ

いては、事務局から報告のあったとおりです。

譲受人と譲渡人は親族関係で、今回の農地はこれまでも譲受人が借り受けて牧草等を栽培しており、現地確認時も草刈り等の管理がしてありました。譲受後も牧草を栽培し、酪農家に販売する予定のようで、現地確認時の状況からも、今後も農地を有効活用して耕作してもらえと思われ、問題ないと思われま

す。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

日程第2「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書13ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、156㎡、位置図は、14、15ページ、公図は16ページ、土地利用計画図は17ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から北西へ約1.3kmに位置している、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、農家住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、相続により取得した隣接地の宅地の売却を検討していたところ、住宅敷地の一部が、農地であることが判明し、この度の申請に至ったものでございます。本案件の一体利用地は、自己所有地の1筆と、法定外公共物の使用部分のみで、担当課の指示により、法定外公共物使用許可書が提出されており、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既にブロック塀が設置されており、汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、本案件は、追認案件で、平成17年9月頃に、前土地所有者である、申請者の父親が、農地法の許可なく、住宅敷地の一部として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書も提出されております。本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

13ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、502㎡、位置図は、18、19ページ、公図は20ページ、土地利用計画図は21ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約4.2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、カーポートの設置でございます。

申請理由につきましては、居住地である岡枝から通作で利用している車両の駐車スペースが実家の敷地内には確保できないことから、自己所有農地である申請地を選定し、この度の計画に至ったものでございます。本案件には一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。申請地には、隣接した農地はございません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、申請地内の新設水路から、隣接地に放流されますが自己所有地であり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

8月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、議案第1号の2番の案件で説明した農地の隣の宅地の拡張です。相続した住宅地を、不動産会社を通じて売却を検討していたところ、 が平成17年に申請地の家の周囲に門塀等を築いていたことが判明したため、この度、既存住宅の敷地拡張の申請をしたものです。始末書及び法定外公共物使用許可申請も提出されており、やむを得ないかと思えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。2番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年8月5日に農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。申請者は、居住する岡枝地区から檜崎地区にある実家に通い営農をしており、移動用の車の駐車スペースを確保するため当該申請地にカーポートを計画しました。通作のためカーポートは必要であり、本件申請はやむを得ないと思えます。

なお、申請地は地目「畑」ですが耕作されていませんでした。また、宅地と公道に面しており転用することによる他の農地に与える影響はないと判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

下田敏純委員

議席番号7番、下田です。確認ですが、議案第1号の2番の申請面積は548㎡で議案第2号の1番は156㎡で、これを足すと699㎡になりませんか。543㎡と間違えているのではないのでしょうか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

今回、分筆をするために新たに求積図を作成し、提出された数字です。今回の測量の結果、548㎡と156㎡となっており、分筆後はこの数字となります。

議長（山田会長）

他に質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
それでは、「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

審議にあたり、本来であれば、1番から5番までをお諮りするところですが、3番の案件につきましては、日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」の1番の承認が要件となることから、議案第4号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

それでは、1番、2番、4番及び5番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

説明の前に、先月の総会において、事務局の説明に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

議案第2号、2番、3番において、宅地分譲地を、3区画整備するとご説明いたしましたが、正しくは、4区画の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

総会議案書22ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆で、転用面積は、1,426.46㎡、位置図は25、26ページ、公図は、27ページから29ページ、土地利用計画図は、30、31ページをご覧ください。申請地は、令和5年度第

7回総会にてご審議いただき、令和5年10月18日付けで、仮設道路の整備及び索道基地の設置を目的に、5条許可された土地で、令和6年8月30日までに原状回復する計画となっておりましたが、新たな架空送電線路建替工事に伴い、工事発注者である、中国電力ネットワークを含む3社で協議し、この度の申請に至ったもので、本件が許可されない場合は、現在の借受人において、令和6年8月30日までに、原状復旧する約束となっております。

権利移動の区分は、賃借権の設定で、既に、申請地は、現在の借受人に5条許可されたものでございますので、一体利用地の確保や土砂の流出対策等も何ら問題はございません。

なお、この度も「一時的な利用」でございますので、令和7年1月24日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

22ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、371㎡、位置図は、32、33ページ、公図は、34ページ、土地利用計画図は35ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約3.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、結婚、出産を機会にマイホームの建築を考えた譲受人が、市街地ではなく、郊外地で、実家や職場にも近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、譲受人の要望に、譲渡人が応じたもので、売買による所有権の移転となっております。

本件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断いたしました。

申請地には、隣接した農地はなく、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

4番、5番は、権利移動の区分が異なりますので、別々での申請となっておりますが、同一事業でございますので合わせてご説明いたします。

総会議案書は、23、24ページとなります。4番、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。4番の登記地目は、田1筆で、転用面積は、1,625㎡、5番の登記地目は、田1筆で、転用面積は、1.96㎡、位置図は、36ページから38ページ、公図は、39ページ、土地利用計画図は40ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から南西へ約1.1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、障害者支援施設の建設でございます。

申請理由につきましては、社会福祉事業所を運営している譲受人が、市内東部地域からの通所者も多く、事務所からも近くに位置している申請地に、新たな支援施設の開設を計画したもので、耕作が困難な4番の譲渡人と5番の各貸付人が応じたものでございます。

4番は、売買による所有権の移転で、5番は、使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地の■■■■は、事業実施者の所有地で、4番の申請地が、5番の一体利用地となり、5番の申請地が、4番の一体利用地となります。

また、残りの一体利用地は、市道の加工及び占用部分のみで、施工に必要な許可書が既に交付されており、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内を造成し、法面は、芝張りで養生する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路に放流されますが、取水者に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、どちらの案件も開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。1番の案件について、現地調査の結果を報告します。

8月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。現地は、最初の工期が8月30日までで現状復旧する約束でしたが、新しい工事が始まるということで、現状復旧することなく、別の申請者に対して新たな許可をするというものです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。2番の案件について調査結果をご報告いたします。

8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査をいたしました。申請地は、地目「畑」ですが長年、耕作されていないように感じました。2面は公道に隣接し、他の面は原野と雑種地に隣接しています。

また、当地区は集落排水施設が整備されておりますので汚水の処理は集落排水に、雨水の排水計画は自然流下及び道路側溝に放流予定です。他の農地に与える影響はないと考えます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番及び5番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。4番及び5番の案件について、関連がありますので一緒に現地確認の結果をご報告いたします。

8月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。4番の案件ですが、申請内容は先ほどの事務局の説明どおりで、譲受人は現在、社会福祉事業所を運営していますが、新たに障害者福祉施設の開設を計画したところ、耕作が困難となり、農作業の委託先が見つからない譲渡人が要望に応じたものです。売買による権利移動です。

汚水は合併浄化槽から雨水と共に、農業用排水路に放流するものです。隣接

する農地に対する土砂流出対策は芝張りを行うものです。この芝張り工事に際し、5番の申請地が必要となり、譲渡人に承諾を申し出たもので、使用貸借による権利移動です。問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の1番、2番、4番及び5番の案件について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。併せて、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の3番についてもお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

議案第4号1番、議案第3号3番についてご説明いたします。

総会議案書、41ページをお開きください。1番の案件は、令和5年度第5回総会にてご審議いただき、自己用住宅の建築を目的に、令和5年8月30日付けで許可された案件でございますが、農地転用許可後に、夫婦で協議し、持分変更に至ったもので、また、建物請負業者との打ち合わせにより、土地利用計画を変更し、工事期間の延長を行うものでございます。変更区分は、事業の承継、工事期間の延長、土地利用計画の変更で、本件は、変更区分に事業の承継が含まれておりますので、合わせて、5条許可申請が必要な案件となります。

それでは、議案第3号3番にて、詳しくご説明いたします。総会議案書、23ページをお開きください。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、転用面積は、532㎡、位置図は、44、45ページ、公図は、47ページ、土地利用計画図は49ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北西へ約720mに位置している、過

去に農業公共投資の対象となった農地で「第1種農地」となり、転用目的は、自己用住宅で、持分放棄による所有権の移転となっております。

申請理由については、省略させていただきます。本案件には、一体利用地はなく、転用面積が、500㎡を超えておりますが、法面部分及び進入路部分を除く有効実測面積は、494.12㎡になることから計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当と判断しております。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、議案第3号3番と議案第4号1番は、同時許可、同時承認となります。

総会議案書、42ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は50、51ページ、申請時の公図は52、53ページ、現在の公図は、54ページから56ページで、申請地を含む計画地は、既に合筆登記され、分筆登記がなされておりましたので、参考までに、地積測量図を、57ページにお示ししております。変更前の土地利用計画図は、58、59ページ、変更後の土地利用計画図は、60、61ページをご覧ください。変更区分は、工事の期間延長と土地利用計画の変更で、変更理由につきましては、議案書にも記載しておりますが、造成工事を依頼していた下請業者の倒産により、約11箇月間造成工事が中断したことから、工事期間内の事業完了が困難な状況になった為、工事期間の延長を行うもので、造成工事の施工誤差により、合わせて、土地利用計画の変更を行うものでございます。

本件については、申請時に、許可後、2年6箇月、令和6年9月30日までに、当該売買予定地の全てを販売できない場合には、販売出来なかった土地に当社自ら住宅を建築することが確約されていたことから、特定建築条件付売買予定地の要件を満たし、許可された案件ではございますが、令和5年8月10日付けで提出されている事業進ちょく報告書で、既に、造成工事が遅延している経緯等についての報告がなされており、事務局といたしましては、本件については、申請者からこの度提出された、確約書に記載されている、令和7年10月31日までは、特定建築条件付売買予定地としての販売を認めることも、致し方ないと判断いたしました。

本件については、工事期間の延長と土地利用計画図の変更で軽微な変更ではございますが、特定建築条件付売買予定地としての販売期間の延長を認めるか否かの判断が含まれておりましたので、議案とさせていただきます。

総会議案書、43ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は62、63ページ、公図は64ページ、土地利用計画図は、65ページをご覧ください。変更区分は、工事の期間延長でございます。

変更理由につきましては、議案書にも記載しておりますが、農地転用許可後に、地元とのトラブルが発生し、約12箇月間造成工事が中断したことから、工事期間内の事業完了が困難な状況になった為、工事期間の延長を行うものでございます。

本件についても、申請時に、許可後、2年6箇月、令和6年9月30日までに、当該売買予定地の全てを販売できない場合には、販売出来なかった土地に当社自ら住宅を建築することが確約されていたことから、特定建築条件付売買予定地の要件を満たし、許可された案件ではございますが、令和5年3月24日付けで提出されている事業進ちょく報告書で、既に、造成工事が遅延している経緯等についての報告がなされており、事務局といたしましては、本件についても、申請者からこの度提出された、確約書に記載されている、令和7年10月31日までは、特定建築条件付売買予定地としての販売を認めることも、致し方ないと判断いたしました。

本件も、軽微な変更ではございますが、特定建築条件付売買予定地としての販売期間の延長を認めるか否かの判断が含まれておりましたので、議案とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議案第4号1番及び議案第3号3番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

議席番号12番、坂田です。議案第4号1番及び議案第3号3番の案件について、現地調査の結果を報告します。

8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。議案第4号1番について、事務局から説明がありまして、ここは昨年8月、自己用住宅を建てるために5条の許可申請があったところです。現地は、給排水の工事ぐらひはされていましたが、まだ更地の状態でした。当初は夫婦共有で申請をされていましたが、奥様が持分を放棄ということで申請者の変更と、建築面積が増

えるという事業計画の変更がされており、それに伴って承認が受けられたら1年後までの期間延長となります。特に問題はないと思います。

続いて議案第3号3番についてですが、ここはまだ建物が建てられておらず農地のままということで、奥様が持分放棄をされたことで、新たな申請がされたものです。現地は1年前と状況が変わっておりませんし、特に問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番及び3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。2番、3番の案件について報告いたします。

8月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。2番についてですが、現地は長安線沿いで北運動公園の近くです。近くを通りますが工事は始まっていますが雑草が茂るようになっていいるなど工事が進まないのどうしたのかと思っていたところ、事業計画変更が出されました。事務局の説明にあったように下請業者の倒産があったということで、工事の中断があったということで、理由書も添付されています。

3番についてですが、現地は済生会病院から川棚方面へ約1kmの所にあります。こちらも工事がなかなか進まず雑草が茂っており、どうしたのかと思いましたが、事務局の説明にあったように、許可後に地元とのトラブルが発生したため工事が中断し、謝罪や説明に時間を要していたということです。申請書には理由書も添付されておりました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件についてですが、これは計画変更だけではないのですか。申請者が変更となったため、議案第3号でも申請を出さないといけないのですか。昨今、事務の簡素化が叫ばれていますが、二重に申請することが必要かどうか教えてください。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。今回の案件は、持分を変更し権利の移動する案件となりますので、5条の許可が必要な案件となります。ただ、すでに所有権を放棄されており、放棄については農地法の許可は必要ありませんが、事業の承継となりますので農地法での申請が必要となります。

新久保克己委員

議案第3号だけではだめですか。変更が必要ですか。

事務局（岡本主任）

所有権移転登記がなされておりましたので、許可の取消手続きができませんので、変更申請と新たな5条許可の申請が必要な案件となります。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。2番、3番についてですが、特定建築条件付売買予定という契約ですが、これで許可した事案というのは期限が非常に重要なものであると私は認識しています。施工する業者が倒産しないという条件で許可をしていると思うのですが、言い換えれば、申請時の審査が甘いと思うのですが、どうですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

農業委員会の審査としては、資金準備をしっかりと見ます。確実に判断をさせていただきます。また、過去の農地転用について、事業をきちんと完了させているかということも審査しています。今回は、資金準備がきちんとされておりましたので、宅地造成がしっかりとされるものと農業委員会は判断をしておりましたが、造成工事の下請業者が倒産したということで、それについては農業委員会で申請

時に確認することはできません。ただし、こういう状況が発生しているということは1年前から事務局へ報告を受けておりました。

3番については、周辺農地への影響についてはしっかり審査をしましたが、地元とのトラブルについて農業委員会は審査を行っていません。ただし、開発では地元への説明であったり隣接地の同意であったりが必要ですので、地元でのトラブルは発生しない案件であったと思いますが、許可後にさまざまなトラブルが発生し、調整に時間を要したというものでございます。

伊田喜弘委員

1年前から相談があったということですが、総会では何も報告がなかった。総会で許可したのだから、私たちが判断するのではないですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

言葉が足らなかったかと思いますが、農地転用に必要な進捗状況の報告の際にその旨の報告があったものです。工事期間が終了する時に、そのような状況であれば次の手続をするよう伝えますが、まだ工事期間中でしたので報告にはいたっておりませんでした。今後このような案件で進捗状況が提出されましたら、報告したいと思います。

伊田喜弘委員

特定建築条件付売買予定地という制度の趣旨ですが、許可に対する条件が緩和されているという事に対して、それに取り組む業者を信頼して緩和している、それに携わる業者が倒産するなどもってのほかだと思ふ。事務局は、この申請が出た際にはしっかり審査することと、安易に期間を延長しないこと。他の議案とは違うと思ふ。事務局の考えはどうか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします

事務局（岡本主任）

農地法では宅地造成のみは認められておりませんので、建売住宅を業者が建てるか又は特定建築条件付でやるかということですが、この二つを比べて譲受人が楽なのは特定建築条件付ですが、特定でなければ、業者が何十棟という家を

全て建てて売っている。今回の案件については、造成までしたらその土地を売って買った相手が注文住宅を建てることができるというものです。売れ残った土地については、自らが建て売り住宅を建てるという条件を付けて許可をしておりますので、本来であれば今回のような許可はしておらず、全て期間内に完了しているか残った土地に建売住宅を建てております。

伊田喜弘委員

今後はこのような事例が生じないように、業者が有利にならないよう対応をお願いします。

議長（山田会長）

他に質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

伊田喜弘委員

採決の方法を一括ではなく、個別にやっていただけませんか。

議長（山田会長）

個別で採決を行ってよろしいですか。

（「はい」、「異議なし」の声あり）

議長（山田会長）

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、の1番について、原案のとおり「承認」とすること及び「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の3番の案件について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

続いて「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、の2番、3番について、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり決しました。

なお、議案第3号3番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

次に日程第5「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。2番の転用目的は、1番の造成工事に必要な、資材置場の整備でございますので、合わせてご説明いたします。

総会議案書は、66、67ページとなります。1番、2番、本案件は、令和5年度第4回総会議案第2号7番、8番にてご承認いただき、令和6年2月6日付けで許可された案件について、申請者から許可取消申請書が提出されたものでございます。

取消理由は、議案書にも記載しておりますが、建設資材の高騰により、建築予約の取り消しが相次ぎ、販売計画の見直しを検討した結果、工事期間での事業完了が困難と判断し、この度の申請に至ったものでございます。

申請地については、譲受人への所有権移転もなされておらず、事務局といたしましては、この度の取消については、致し方ないと判断いたしております。

なお、本申請地については、既に、別の法人による、開発計画が進められており、次回以降の総会にて、改めてご審議いただく予定でございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。1番及び2番の案件について、現地調査の結果を報告します。

8月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。現地は、新下関から長府に抜ける新しい道路が建設される予定地の近くです。そういう意味では、先では住宅が建設されると思われる土地ではありますが、事務局からの説明にもあった理由により、この度の取消にいたったものです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて」、原案のとおり「取消」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 現況確認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、説明の前に、タブレット端末を起動していただき、事前にメールにてお送りしております、現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、77ページでございます。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、合計面積は、5,314㎡、申請地の位置図は、79、80ページ、公図は、81、82ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から南東へ、約1.8kmに位置する土地でございます。

令和6年8月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。現地調査時の写真をご覧ください。

■■■■、■■■■は、灌木等が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっておりますが、■■■■は、一部に灌木等は確認できましたが、大部分は、カヤ等の草で、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

77ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、合計面積は、256㎡、申請地の位置図は、83、84ページ、公図は、85、86ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ、約1.6kmに位置する土地でございます。

令和6年8月5日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行っております。

申請地は、水路や河川等に囲まれた狭小・不整形な土地で、公図等で、過去に公共事業により分筆された残地部分であることが確認できましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当する「非農地」との判断になっております。

総会議案書78ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、462㎡、申請地の位置図は、87、88ページ、公図は、89ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から南東へ、約1kmに位置する土地でございます。

令和6年8月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行い、現地調査時の写真のとおり、申請地は、山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。1番の案件について、ご報告いたします。

8月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。現地は川棚温泉の山手にあたり、最近、団地が出来始めた地域で、内容は事務局の説明及びタブレットの写真のとおり、 及び は灌木等が繁茂しており非農地と判断、また、 は、一部灌木はあるものの大部分はカヤ等の草で、農地として管理可能な状況と判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号 5 番、田崎です。2 番の案件について報告いたします。

8 月 5 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。現地は済生会病院の近くにある狭小、不整形な農地でした。平成 3 年から平成 6 年にかけて行われた公共事業による残地です。農業が出来るような現況ではなく全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3 番の案件につきまして、議席番号 1 番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号 1 番、阪田です。3 番の案件について報告いたします。

8 月 5 日、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。現地は写真のとおり山林化しておりましたので「非農地」と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第 6 号 現況確認について」、1 番のうち地番 [REDACTED] については「農地」とし、1 番のうち [REDACTED] 及び [REDACTED] 並びに 2 番及び 3 番については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 7「議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法

第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書90ページをお開きください。

1番、この案件は、令和6年8月30日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、91ページから93ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年8月30日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

次に、日程第8「報告第1号」から日程第21「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めるところですが、「報告第13号」及び「報告第14号」については、7月の農業振興専門委員会の審議の報告が委員長よりなされることから、まず、報告第1号から第12号までの報告を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会報告書1から3ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、11件ございました。

4ページから6ページ、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、12件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

7ページ、報告第3号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、通知を交付いたしました。

8ページ、報告第4号「農地転用事業計画の変更届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

9ページ、報告第5号「現況確認について」は、2件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

16ページ、報告第6号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

22ページ、報告第7号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

23ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

24ページ、報告第9号「農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表についての一部修正について」ご説明いたします。

令和5年3月14日開催令和4年度第12回総会議案第8号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、令和6年5月14日開催令和6年度第2回総会議案第9号「農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」、及び令和6年3月15日開催令和5年第12回総会議案第9号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」で承認を受けました案件につきまして、修正がありましたので、ご報告をいたします。

「報告第9号関係資料① 令和5年度最適化活動の目標設定等」をご覧ください

さい。修正内容は、2 ページの一番下、令和5年度における「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積」で、下線が引いてある箇所です。

「3. 95ヘクタール」とありましたが、正しくは「0ヘクタール」になります。

次に「報告第9号関係資料② 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の3ページをご覧ください。上の方にあります イ の箇所です。修正内容は、先程と同じく、令和5年度における「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積」で、下線が引いてある箇所です。

「3. 95ヘクタール」とありましたが、正しくは「0ヘクタール」になります。

次に「報告第9号関係資料③ 令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。修正内容の一つ目は、1ページの「1 農業委員数 40代以下」が「0」とありましたが、正しくは「1」になります。二つ目は、2ページの一番下、令和6年度における「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積」で、下線が引いてある箇所です。

「0. 98ヘクタール」とありましたが、正しくは「0ヘクタール」になります。

目標設定時に計上誤りがありましたので、修正させていただきます。申し訳ございません。

続いて、25ページから26ページ、報告第10号「農地の転用事実に関する照会及び証明について」は7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認終了後、申出者には、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付し、照会者には回答いたしました。

27ページ、報告第11号「令和6年度第4回総会議案第2号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

28ページから29ページ、報告第12号「令和6年度第4回総会議案第3号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

議長（山田会長）

続いて、「報告第13号」及び「報告第14号」について、農業振興専門委員会 坂田謙祐委員長の報告を求めます。

坂田謙祐委員長

報告第13号「令和7年度下関市農業施策に関する意見書の提出について」、7月に開催しました農業振興専門委員会の結果をご報告いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、下関市長に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。

今年の1月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様に行ったアンケート結果をとりまとめ、ご意見を参考に事務局が意見書案を作成いたしまして、7月の農業振興専門委員会にて審議いたしました。アンケートの結果のご意見は色々ございましたが、その中でも重要と思われるものについて記載された内容となっており、専門委員会として承認いたしましたので、本日のご報告となっております。

続いて、報告第14号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出（県農業会議）について」、同じく7月に開催しました農業振興専門委員会の結果をご報告いたします。

これは、6月の総会で皆様にご意見の提出をお願いしました「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて」でございます。

アンケートの回答の提出があまり無かったようですが、山口県農業会議より示されました「取りまとめ要領」の項目に合うご意見を勘案の上、事務局で意見書案を作成し、7月の農業振興専門委員会にて審議いたしました。ご意見の内容は色々ございましたが、その中でも重要と思われるものについて記載された内容となっており、専門委員会として承認いたしましたので、本日のご報告となっております。

いずれも後ほど、事務局から詳しく説明があると思いますが、よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、事務局の報告を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

30ページ、報告第13号「令和7年度下関市農業施策に関する意見書の提出について」ご説明いたします。

「報告第13号関係資料①」をご覧ください。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、下関市長に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。

今年の1月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様に行ったアンケートをとりまとめ、多かったご意見を参考に、意見書案を作成いたしました。7月

の農業振興専門委員会にてご検討いただき、ご了承をいただいたところです。

アンケート結果を整理したものを、「報告第13号関係資料②」としてお付けしております。

それでは、意見書の内容に沿って説明させていただきます。最初に、意見書に係る背景として、厳しさの増す本市での農業経営の状況について、現状と課題を記載しております。

3ページ目から「下関市農業施策に関する意見」としております。

1. 新規就農者・担い手確保の市の独自支援については、新規就農者の定着を支援するため、初期の経済的負担や不安対策に地域の新規就農サポーター制度などの新規就農の定着支援対策の拡充の必要性を訴えるご意見を反映しました。

2. 鳥獣被害防止対策の強化については、特に、鳥獣害対策を望むご意見が多数であったことから、防護対策として、防護柵の設置予算の確保並びに捕獲奨励金の更なる拡充、狩猟従事者確保のための狩猟免許取得支援などに関するご意見を反映いたしました。

3. 生産コストの高騰に対する支援については、価格高騰が収まる気配が見えない中で、引き続き農業経営への影響緩和に向けた支援策これらに対する、小規模農家を含めた支援対策の必要性、並びに市独自の支援策の必要性を訴える「その他の施策」で頂いたご意見を採り入れております。

この意見書は、8月26日に市長へ、山田会長と田崎会長職務代理者のお二人から提出していただく予定としています。

続いて、31ページ、報告第14号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出（県農業会議）について」ご説明いたします。報告第14号関係資料をご覧ください。

これは、6月の総会で皆様にご意見の提出をお願いしました山口県農業会議からの「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて」でございます。

山口県農業会議への提出が8月30日までとなっており、今回の総会に報告するために、7月に、農業振興専門委員会でご審議いただいた案件でございます。

アンケートの回答は多くはありませんでしたが、報告第14号関係資料②にまとめております。県農業会議より示されました報告第14号関係資料③「取りまとめ要領」の項目に合うご意見を勘案すると、意見書に記載するものは非常に限られたものとなりましたが、これは、県・国へ提出される意見の元となる物でもあり、本市の農業が抱える問題は、長期的に対策が求められるものであることから、皆様より頂きましたご意見を取り入れて、県農業会議の取りまとめ要領に沿う（国・県への改善意見であること、既に対応が行われていないか等を勘案した）内容として報告第12号関係資料①の意見書案を作成しております。

今後、県農業会議に提出し、他の県内農業委員会等からの意見が集約され、10月に県知事、国会議員、政党関係者に提出される流れとなっております。
以上でございます。

議長（山田会長）

農業振興専門委員会委員長及び事務局の報告が終わりました。
ただいまの報告第1号から第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和6年度第5回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時15分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....